

大津町立大津南小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、理由のいかんにかかわらず、決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、「いじめはどの学校においても、どの児童にも起り得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ること」を十分に認識しておく必要がある。

学校の教育活動全体をとおして、いじめを許さない学級・学校づくりを行い、いじめを把握した場合には、「必ず守り抜く」という強い姿勢でいじめを受けた児童の安全確保を最優先に取り組み、解決に導くことが求められる。また、いじめは人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題でもある。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、学校いじめ防止方針を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応）のための具体的な対策を講じ推進する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教職員自ら児童一人一人の尊厳を強く自覚し、一人の人間として接しているという感覚で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げる。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにならなければならない。そのためには、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめる児童の心の課題であり、その解決が重要であることを児童や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるようにしていく必要がある。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの定義 いじめ防止対策推進法 第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って見極める必要がある。いじめを受けていても、それを否定する場合が多々あることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認を行う。なお、いじめの認知は、特定の教職員で当たることなく、いじめ・不登校対策委員会を中心に組織で対応し認知していく。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど。

4 いじめの理解

嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が、加害者と被害者が入れ替わりながら被害も加害も経験することが多い。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的にいじめを受けたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に発展する。

よって、いじめの加害・被害という二者関係だけを見るのではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気をつくるとともに、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに教職員の力を集結して取り組む。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、子どもをいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係が構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくり上げる継続的な取組が必要である。このため、教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体をして道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の社会性を育むとともに、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していくける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、教職員の人権感覚に裏打ちされた豊かな感性とスピード感が求められる。児童のささいな変化に気付く力を高めること等が必要である。いじめは、教職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考慮し、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に対応する。

また、いじめの早期発見のため、心のアンケート調査（12月）を活用し、全ての児童との個別面談や教育相談等を実施する。また、学校独自のぽかぽかアンケート（毎月実施）を活用し、必要に応じて個人面談や教育相談、関係機関等との連携を行いながら、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(3) **いじめへの対処**

いじめが発生した場合、いじめた児童によるいじめを受けた児童に対する謝罪のみで終わらせるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで取り組みを継続する。全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) **地域や家庭、関係機関との連携**

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、地域、家庭、学校の連携は不可欠である。学校の取組を情報発信するとともに、関係機関と連携し、情報交換の場を確保することも必要である。また、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用して早期発見に努め、「くまもと家庭教育支援条例」や「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知を行うとともに、情報安全・情報モラルに関する「親の学び」プログラム講座や「家庭教育10か条」等で、家庭での話し合いやルールづくりを支援していく。

6 年間計画

(1) **いじめの未然防止の取組と実施時期**

- いじめの未然防止のために、道徳や人権学習を中心に、学校の全ての教育活動を通じて取り組む。また、SNSや掲示板、メール等の書き込みによる人権侵害についても必ず指導を行う。
- 学級活動、人権集会、代表委員会等の活動を通して、いじめ防止に対する児童の主体的な取組を充実させ、人権意識を高める。

(2) **いじめの早期発見の取組と実施時期**

- 日常観察や月1回のぽかぽかアンケートの実施により、実態の把握に努めるとともに、教育相談週間等を設定・適時実施する。
- 年間を通して週1回の情報交換会「子どもを見つめる会」を開催し、児童の状況等を確認することで、いじめの予兆等を検討する。
- 月1回のいじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの状況等を確認する。

7 いじめに対する措置

いじめ事案が発見された場合は、臨時のいじめ・不登校対策委員会を招集し認定する。また、そのいじめ事案の対応について検討する。

8 重大事態への対応

いじめによる重大な被害が生じた疑いがあるときには、教育委員会に相談しながら緊急のいじめ防止対策委員会を開催し、対応を検討する。

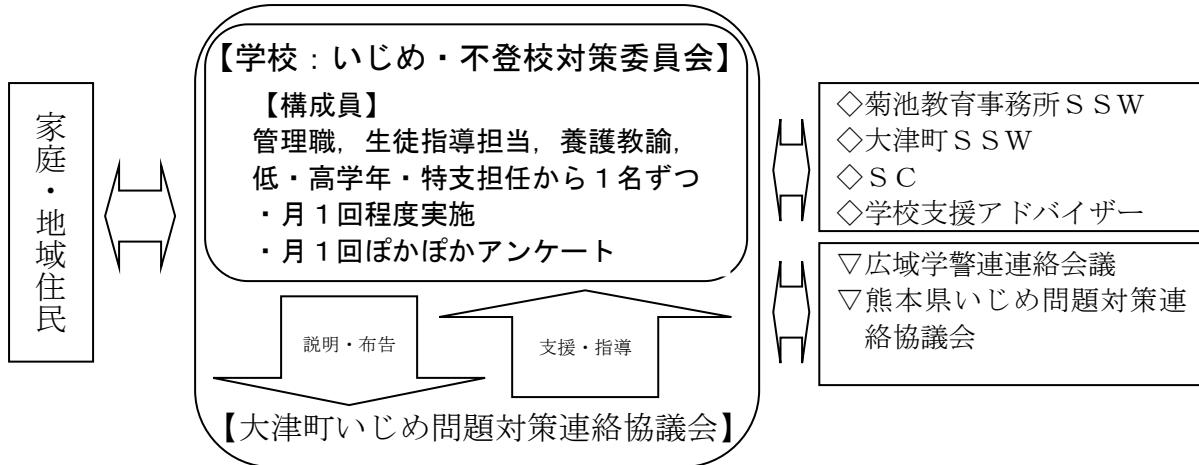
- (1) 調査については、専門的に検討されたものを使用する。
- (2) 対応策については、いじめ防止対策委員会で検討する。
- (3) 保護者説明会については、状況を整理し、関係者の理解を得て、なるべく早く開催する。
- (4) いじめに関しては、継続的な経過観察が必要であり、全面解決するまで観察を続けるようにする。

9 いじめ・不登校対策委員会（いじめや不登校等に対応した取組）

（1）目的

いじめや不登校、問題行動の未然防止と早期発見、解消に向け、迅速かつ組織的に対応する。

【組織図】



（2）構成員

校長、教頭、教務主任、情報集約担当者（生徒指導、養護教諭）、低・高学年・特別支援学級担任からそれぞれ1名ずつ、関係職員等

○必要に応じて、大津町教育委員会、S S W、S C、外部専門機関、学校評議員、P T A代表等を持って組織する。

○学級・学年から実態報告をした後、今後の具体的対応について、いろいろな視点から意見を出し合い、「いつまでに、だれが、どう対応するのか」を決めて取り組み、対応後の児童の変容については次回報告する。

○「連携と協働」（担任一人で抱え込まない）「実態把握」「見通しを持った体制づくり」を中心に進める。

○専門機関との連携が必要である場合は、町教育委員会、町子育て支援課に相談し、授業参観、個別面談、保護者相談等を行い、担任との教育相談をとおして、初期対応やスピード感を持った対応を心がける。

（3）実施回数

定例会を月に1回、月末の月曜日に行う。または、必要に応じて臨時に実施する。重大事案発生時は県の方針に従って即応する。